政令 第三百四十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)第二条の規 定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表文部科学省の項中「二、一九〇人」を「二、二〇五人」に改め、同表厚生労働省の項中「三二、四六三人」を「三二、四八五人」に改め、同表環境省の項中「一、二五八人」を「一、二九八人」に改め、同表合計の項中「二九五、六七二人」を「二九五、七四九人」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。 (行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正)
- 2 行政機関職員定員令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表環境省の項中

Γ	Γ				
	平成二十三年九月三十日	一、二八三人	うち、一人は、特別職の職員		
	までの間		の定員とする。		

Γ					
	平成二十三年九月三十日	一、二八三人	うち、一人は、特別職の職員		
	までの間		の定員とする。		
	平成二十三年十月一日か	一、二五八人	うち、一人は、特別職の職員		
	ら同年十二月三十一日ま		の定員とする。		
	での間				

に改める

を